

令和3年3月定例会 意見書一覧表

件名	提出者	賛成者
〔発議第2号〕 核兵器禁止条約の批准と日本の果たすべき使命を全うすることを求める意見書提出について (令和3年3月18日 採択)	佐久間 ふみ子	安 藤 美 佳 阿 部 隆 弘 松 野 美哉子 江 口 智 子 黒 川 静 夫 佐 藤 武 志 松 村 康 弘
〔発議第3号〕 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書提出について (令和3年3月18日 採択)	平 山 光 生	安 藤 美 佳 佐久間 ふみ子 松 野 美哉子 宗 形 一 輝 江 口 智 子 佐 野 弥奈美

発議第2号

核兵器禁止条約の批准と日本の果たすべき使命を
全うすることを求める意見書提出について

核兵器禁止条約の批准と日本の果たすべき使命を全うすることを求
める意見書を、中標津町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙
のとおり提出する。

令和3年3月18日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 佐久間 ふみ子

賛成者 中標津町議会議員 安 藤 美 佳

中標津町議会議員 阿 部 隆 弘

中標津町議会議員 松 野 美哉子

中標津町議会議員 江 口 智 子

中標津町議会議員 黒 川 静 夫

中標津町議会議員 佐 藤 武 志

中標津町議会議員 松 村 康 弘

核兵器禁止条約の批准と日本の果たすべき使命を全うする
ことを求める意見書

2017年7月に国連会議で採択された核兵器禁止条約が2020年10月25日、批准国50に達し、条約の規定により90日後の2021年1月22日に発効しました。

同条約の発効は、核兵器の非人道性を厳しく告発し、その開発、実験、生産、保有から使用と威嚇にいたるまで全面的に禁止して違法化し、完全廃絶までの枠組みと道筋を明記することで、核保有国を一層政治的・道義的に包囲し追い詰め、核兵器廃絶へ向けた動きに弾みをつけることは間違いありません。

グテーレス国連事務総長が、「世界の運動が成就した」と歓迎したように、核兵器のない世界の実現に向けて条例制定・批准を働きかけた被爆者やNGO関係者、平和を願う多くの人々の努力に心から敬意を表します。

しかし、残念ながら、唯一の戦争被爆国である日本は批准に至っておりません。核兵器国と非核兵器国との間の「真の橋渡し役」としての責務を果たしていくためには、核兵器締約国会合にオブザーバーとして早期参加を表明し、現時点で参加に後ろ向きな国々にも対話のドアを開けることが重要です。

また、締約国に対して、締約国会合の広島・長崎への招致や、平和式典の時期に合わせた特別会合開催の気運醸成に向けた努力が求められます。

1945年、あの8月の広島、長崎における多くの死者とその後遺症に悩む人々の気持ちに想いを寄せ、唯一の被爆国として、日本はこの条約が国際社会に実現されるべく努力すべきと求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
外務大臣

発議第3号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書提出 について

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を、中標津町議会会議
規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年3月18日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 平 山 光 生

賛成者 中標津町議会議員 安 藤 美 佳

中標津町議会議員 佐久間 ふみ子

中標津町議会議員 松 野 美哉子

中標津町議会議員 宗 形 一 輝

中標津町議会議員 江 口 智 子

中標津町議会議員 佐 野 弥奈美

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化等で妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額の拡充や所得制限の緩和等が段階的に行われてきている。

また、今年の1月からは所得制限の撤廃、助成額1回15万円（初回のみ30万円）から1回30万円、助成回数も生涯6回から子供一人当たり6回と拡充が行われた。その間、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査等、一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用等の実態調査を昨年10月から始めているが、保険適用の拡大は早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで国においては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人ひとりに最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。
具体的には、現在、保険対象となっていない「人工授精」を始め、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」、さらには「男性に対する治療」についてもその対象であり、診療体制についても弊害とならないよう検討すること。
- 2 不妊治療と仕事が両立できる環境を更に整備するとともに、相談やカウンセリング等、不妊治療に関する個人・企業等の相談体制の拡充を図ること。
- 3 不育症への不妊治療の保険適用及び助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣